

2025 年日本国際博覧会食中毒等対応マニュアル

1 目的

このマニュアルは、2025 年日本国際博覧会食品衛生及び環境衛生対策要綱に基づき実施する食品衛生対策のうち、2025 年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）の会場内の施設に係る食中毒等健康被害発生時及び違反食品発見時の対応について必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

博覧会開催期間中に、博覧会の会場内施設で製造、加工、調理又は販売される食品、添加物、器具・容器包装及び食品衛生法（以下「衛生法」という。）第 68 条第 1 項に規定するおもちゃ（以下「食品等」という。）に係る次に掲げる事案を探知又は発見したときは、大阪市食中毒対策要綱、食中毒処理要領及び違反食品等報告事務取扱要領等によるほか、このマニュアルにより対応するものとする。

- (1) 食中毒等健康被害（その疑いがある場合を含む。）
- (2) (1) 以外の衛生法又は食品表示法（衛生事項に係るものに限る。以下「表示法」という。）に違反する事実（以下「違反事実」という。）

3 用語の定義

このマニュアルにおける用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) このマニュアルにおいて「食品」、「添加物」、「器具」及び「容器包装」とは、衛生法第 4 条各項にそれぞれ規定された用語の定義による。
- (2) このマニュアルにおいて「衛生事項」とは、食品表示法第 6 条第 8 項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号）第 7 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 6 号から第 9 号まで及び第 12 号から第 19 号までに定める事項をいう。
- (3) このマニュアルにおいて「違反食品等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 衛生法第 6 条、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 9 条第 1 項、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項又は第 3 項、第 16 条、第 17 条第 1 項、第 18 条第 2 項又は第 3 項、第 19 条第 2 項又は第 20 条の規定に違反する食品等

イ 食品表示基準に定められた表示法第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる事項が表示されていない若しくは同項第 2 号に掲げる事項が遵守されず表示された食品又は添加物（衛生事項に関するものに限る。）

4 調査

- (1) 食中毒等健康被害（疑いを含む。）発生時の調査

ア 調査体制

博覧会の会場内施設で製造、加工、調理又は販売された食品等による

食中毒等健康被害については、別紙「食中毒等発生時の対応フロー」に基づき対応する。

(ア) 会場衛生監視センター

会場衛生監視センターは、食中毒等健康被害情報を探知したときは、直ちに対象施設の調査を実施し、健康被害の拡大防止及び原因究明に努める。

(イ) 関係機関等との連携

A 保健所各生活衛生監視事務所（以下「監視事務所」という。）

監視事務所において食中毒等健康被害情報を探知したときは、患者調査等の必要な調査を実施するとともに、速やかに会場衛生監視センターに通報する。

B 生活衛生課

生活衛生課は、他自治体食品衛生主管課から食中毒等健康被害情報に係る調査依頼等があったときは、直ちに会場衛生監視センターに通報する。

また、会場衛生監視センターからの依頼に基づき他自治体食品衛生主管課に必要な調査を依頼する。

C 関係団体

会場衛生監視センターは、食中毒等健康被害情報を探知したときは、必要に応じて公益財団法人 2025 年日本国際博覧会協会等（以下「協会等」という。）の関係団体に情報提供を行い、必要な協力を求める。

イ 検査体制

食中毒等の健康被害発生時において必要となる検査は、原則として地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所で実施する。

(2) 違反事実発見時の調査

博覧会の会場内施設に対する監視指導若しくは収去検査又は来場者等からの通報などにより、博覧会会場で製造、加工、調理又は販売された食品等の違反事実を探知又は発見したときは、会場衛生監視センターは直ちに対象施設の調査を実施し、原因究明並びに再発防止及び危害拡大防止等に努める。

なお、対象施設の調査により、違反事実の原因が博覧会会場外の施設にあると疑われる場合は、違反食品等報告事務取扱要領に基づき関係機関に必要な調査を依頼する。

また、必要に応じて協会等に情報提供を行い、必要な協力を求めるものとする。

(3) 連絡体制の整備

会場衛生監視センターは、関係機関が迅速に対応できるよう既に整備している連絡体制に加え、次の関係機関との緊急連絡体制を整備する。

ア 生活衛生課

イ 保健所食品衛生監視課及び監視事務所

ウ 協会等

5 措置

(1) 行政処分等

ア 食中毒等に対する措置

食中毒等健康被害が生じた違反に対しては、原則として、食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領に基づき必要な行政処分の措置を講ずるものとする。

イ 違反食品等に対する措置

調査等により違反事実が明らかとなった場合は、直ちに違反食品等を排除するとともに、原因究明並びに再発防止及び危害拡大防止等のための措置を講ずるものとする。

なお、次に掲げる行政処分等を要する場合は、それぞれ対応する要領に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(ア) 衛生法第 59 条から第 61 条までの規定に基づく処分

食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領

(イ) 表示法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定に基づく指示、又は、第 6 条第 5 項若しくは第 8 項の規定に基づく処分

食品表示法に基づく行政処分等事務取扱要領

ウ 比較的軽微な違反に対する措置

比較的軽微な違反に対する措置は、原則として (1) イに定めるところによるものとする。ただし、軽微な違反であつて、直ちに違反状態を改善できる場合は、口頭による指導にとどめることができるものとする。

(2) 公表

衛生法第 69 条の規定による公表又は表示法第 7 条の規定による公表にあたっては、必要に応じて関係者間において事前に情報共有を図るものとする。

附 則

このマニュアルは、令和 7 年 2 月 25 日から施行する。

食中毒等発生時の対応フロー

